

令和6年3月教育委員会定例会会議事録

- 1 招集年月日 令和6年3月22日（金）午後2時00分 開会
- 2 招集場所 喜多方市役所本庁舎4階 第3委員会室
- 3 出席者
教育長 佐川正人
教育長職務代理者 高橋明子
二番委員 長田聡子
三番委員 山口謙太郎
四番委員 遠藤一幸
- 4 出席職員
教育部長 遠藤紀雄
教育総務課長 佐野仁美
学校教育課長 佐藤潤
生涯学習課長 佐藤洋
文化課長 伊藤博之
中央公民館長 田中勲
学校教育課主幹 外島誠司
学校教育課主幹 安藤裕明
文化課主幹 片岡洋
教育総務課長補佐 塚原和憲
学校教育課長補佐 高橋亮慈
生涯学習課長補佐 赤城孝夫
文化課長補佐 高畑知史
中央公民館長補佐 中村美恵子
- 5 閉会 午後4時30分

1 開会

教育長 これより令和6年3月の教育委員会定例会を始めてまいります。

2 会期の決定

教育長 続きまして、会期の決定であります。会期につきましては本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし

教育長 異議なしということでございますので、会期につきましては本日1日といたします。

3 書記の指名

教育長 続いて、書記の指名に移ります。

書記につきましては、事務局から教育総務課課長補佐を指名したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし

教育長 異議なしということでございますので、書記につきましては教育総務課長補佐をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

4 会議録の承認

教育長 次に、会議録の承認に入ります。

令和6年2月の教育委員会定例会及び臨時会の議事録を配付しておりますが、この内容等についてご質問又は訂正等ありましたらお願いします。

各委員 なし

教育長 それではご質問等がないようですので、会議録につきましては承認ということでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

教育長 異議なしということで、会議録につきましては承認することといたします。

5 報告事項

(1) 行事等の報告

教育長	次の報告事項に入ります前に、本日の議案等について追加がありますので、事務局から説明をお願いします。
教育総務課長	本日 3 件追加したいと考えております。お手元の方に報告第37号、承認第 3 号、議案第45号を追加案件として提出しますのでよろしくお願いいたします。
	また、加筆をお願いします。5 ページお開きください。報告第33号になります。本文の 2 行目が「第 4 条」と始まっていますが、「第 4 条第 2 項」の誤りですので第 2 項の加筆をお願いします。
教育長	では、報告事項に入りますが、説明の前に加筆修正等ございましたらお願いいたします。
教育総務課長	加筆修正ございませんので、よろしくお願いいたします。
教育長	では、(1)行事等の報告について説明をお願いします。
教育総務課長	行事等の報告についてであります。前回 2 月の定例会開催日の 2 月 8 日から昨日までの行事等につきましては、記載のとおり 6 件でございました。日時、行事名、開催場所、出席者は記載のとおりですので、内容の詳細説明は省略させていただきます。
	以上になります。
教育長	説明が終わりました。ご質問等ございましたらお願いいたします。
各委員	なし
教育長	ご質問等がないようですので、この件についてはこの程度いたします。

(2) 教育長の報告

報告第32号 共催及び後援の承認について

教育長	次に、(2)教育長の報告について、まず、報告第32号共催及び後援の承認について、ご説明をお願いします。
教育総務課長	2 ページをお開きいただきたいと思います。
	報告第32号共催及び後援の承認についてであります。共催 1 件、後援 6 件を承認いたしましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第 2 条第 3 項の規定により報告するものでございます。
	なお、今定例会の議案調整までに報告できる分についてご報告するものであり、使用名義はいずれも喜多方市教育委員会であります。内容等につきましては、所管課から説明をいたします。
生涯学習課長	それでは、3 ページをお開きください。生涯学習課所管分の共催 1 件、後援 4 件についてご説明申し上げます。
	まず、共催の 1 番でございます。事業名が、蔵のまち喜多方さくらウォーク2024、申請者につきましては蔵のまち喜多方さくらウ

オーク実行委員会、開催日会場等は記載のとおりでございます。当該事業の参加料につきましては大人1,000円、子ども300円となっております。

次に、後援でございますが、生涯学習課所管分の後援4件についてご説明申し上げます。

まず、後援の1番でございます。事業名が、第20回華舞翔新体操倶楽部発表会、申請者は華舞翔新体操倶楽部スポーツ少年団、開催日会場等は記載のとおりでございます。当該事業の出演料でございますが、1人5,000円となっております。

次に後援の2番、事業名がおやこde資産形成アカデミー、申請者は一般社団法人Nancy、開催日会場等は記載のとおりでございます。この事業は小学1年生から中学3年生を対象にしましたオンラインセミナーによるもので、お金や資産運用について正しく理解していただくものとなります。なお、参加料は無料です。

次に後援の3番、事業名が映画「福田村事件」上映会、申請者は、「喜多方でよい映画を見る会」実行委員会、開催日、会場等は記載のとおりでございます。この事業は、関東大震災後、放火や暴動が広がりまして、千葉県の新田村、現在の野田市にあたりますが、そこで実際に起きた事件を映画化したものでございます。当該事業の参加料は、一般前売りが1,000円、当日券1,200円、高校生以下が500円となっております。

次に後援の4番、事業名が、Nature&StudyCamp2024、申請者は社会教育・青少年育成団体StepKnot、開催日は、開催日会場等は記載のとおりでございます。この事業は、子どもたちが普段生活している環境や家庭から離れ、自然、自然豊かな場所で様々な経験を重ねコミュニケーション能力を高めるものでございます。参加料は宿泊で2,500円、日帰りの参加が1,000円となっております。

生涯学習課所管分は以上でございます。

文化課長

続きまして4ページ、文化課分をご説明申し上げます。

まず、後援の5番でございます。事業名が第32回塩川萌黄会美術展、申請者は塩川萌黄会、開催日会場等は記載のとおりでございます。観覧料は無料となっております。

次に後援の6番、事業名が令和6年度第22回「蔵のまち喜多方俳句の集い」、申請者、開催日会場等は記載のとおりであります。なお、参加費、俳句の出品料につきましては、1組で1,000円となっております。

説明は以上でございます。

教育長

それでは、この件に関してご質問等ございましたらお願いいたします。

遠藤委員

申請者の住所の記載についてですが、私たちの情報として、番地

教育総務課長	までの細かな記載が必要なのかと思いますが、いかがでしょうか。
	所在地の件についてのご質問でございます。記載の方法ですが、只今ご意見ありましたので、今後、この部分は削除や省略という形で、お示ししたいというふうに考えております。
遠藤委員	番地まで記載の必要はないと思うので、喜多方市何々町程度で構わないのかなというのが私の考えです。
教育総務課長	只今のご意見でございますが、例えば共催の1番を見ていただきたいのですけれども、所在地で喜多方市字という、こういった記載もありますので、今のご意見を踏まえまして少し検討させていただきたいと思います。
長田委員	今、答えていただいたとおりだと思うのですが、後援の2番目のように岐阜県岐阜市や離れたところもあるので、ある程度の住所はお書きいただいた方がわかりやすいかなと思いました。
教育総務課長	いろいろご意見あるようですので、次回までに整理させていただいて、お示しできるようにしたいと思います。
教育長	それでは他にございますか。
各委員	なし
教育長	なければ、この件についてはこの程度といたします。

報告第33号 喜多方市学校開放体育施設管理指導員の解嘱及び委嘱について

教育長	次に報告第33号、喜多方市学校開放体育施設管理指導員の解嘱及び委嘱についてご説明をお願いいたします。
生涯学習課長	報告第33号喜多方市学校開放体育施設管理指導員の解嘱及び委嘱についてご説明申し上げます。5ページをお願いいたします。 喜多方市公立学校施設の開放に関する規則第4条第2項の規定に基づき、喜多方市学校開放体育施設管理指導員を下記のとおり解嘱及び委嘱したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告いたします。 解嘱した指導員は記載のとおりでございます。解嘱年月日は令和6年1月28日となります。また、新たに委嘱した指導員は記載のとおりであり、委嘱期間は令和6年1月28日から令和6年3月31日まででございます。 説明は以上です。
教育長	この件に関してご質問等ありましたらお願いいたします。
各委員	なし
教育長	なければ、この件についてはこの程度といたします。

報告第34号 喜多方市社会教育関係団体の認定の取消しについて

教育長	次に報告第34号喜多方市社会教育関係団体の認定の取消しについてご説明をお願いいたします。
生涯学習課長	報告第34号喜多方市社会教育関係団体の認定の取消しについてご説明申し上げます。6ページをお開き願います。 喜多方社会教育関係団体に関する規則第8条の規定に基づき、喜多方市社会教育関係団体の認定を取り消したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定によりご報告いたします。 団体名につきましては、次ページ7ページをお開き願います。団体名、所在地、認定の取消し日につきましては記載のとおりでございます。取消しの理由でございますが、会員の健康上の理由及び会員の減少によるものであり、継続した活動ができないとの理由で認定を取消しするものでございます。 説明は以上でございます。
教育長 各委員 教育長	この件に関してご質問等ありましたらお願いいたします。 なし なければ、この件についてはこの程度といたします。

報告第35号 令和6年度に向けての生涯学習・生涯スポーツ分野の中期的な施策推進の方針について

教育長	次に報告第35号令和6年度に向けての生涯学習・生涯スポーツ分野の中期的な施策推進の方針について説明をお願いいたします。
生涯学習課長	報告第35号令和6年度に向けての生涯学習・生涯スポーツ分野の中期的な施策推進の方針についてご説明申し上げますので8ページをお願いいたします。 令和6年度に向けての生涯学習・生涯スポーツ分野の中期的な施策推進の方針について、下記のとおり策定したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定によりご報告いたします。 内容についてご説明申し上げますので報告第35号別紙資料をご覧くださいと思います。 なお内容については主なもののみをご説明させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。 まず1ページでございます。ここでは現方針の趣旨を記載するとともに、本方針の体系図を記載してございます。 2ページをお願いいたします。2ページにつきましては、教育振興基本計画の体系図を記載しており、中段より下の基本目標「生涯

学習活動への主体的な実践力を育む」として、四角で囲んでおりますが、右側の16の重点事業ごとに方針を定めたものでございます。

3ページをお願いいたします。ここからは実際の政策目標を達成するための取組の方向性を定めており、重点施策ごとに、その方向性や取組をまとめたものとなっております。

まず、アの「喜多方市の人づくりの指針の活用」についてであります。人づくりの指針のパンフレット及びクリアファイルの配付等につきましては、パンフレットは小学4年生及び中学1年生に、クリアファイルは小学1年生及び中学1年生に配付します。なお、パンフレットは単に人づくり指針の内容を伝えるだけのものではなく、目当てや振り返りの欄を設けて一人一人が活用できるものとしております。また、小学校の事業における冊子、先人からの贈り物の副読本を活用するとともに、20歳を祝う会等のイベントで啓発資材として配付します。

4ページをお願いいたします。人づくりの指針に関する小中学校を対象とした講師派遣の事業や、公民館における人づくりの指針推進事業を実施いたします。

次に、イの「各種団体の育成と活動への支援」でございますが、社会教育、教育関係団体の活性化のための支援として市ホームページによる社会教育関係団体の活動紹介や、公共施設使用料の減免等を行います。

次に、ウの「効果的な生涯学習情報の提供」でございますが、生涯学習の充実につきましては、市広報、生涯学習の情報ページ、ホームページの情報がございますが、そこに「拓け喜多方学びのトビラ」というページがございますが、こちらで社会教育関係団体の活動等を紹介しております。また、ホームページ等によります情報発信やSNSの活用を推進により検討を実施してまいりたいと考えております。

次に、エの「生涯学習の機会と場の提供」についてでございますが5ページをお願いいたします。生涯学習講師派遣事業の実施につきましては、記載の内容で実施しますが、喜多方将棋普及事業につきましては、メイン事業であります将棋まつりを9月21日土曜日、22日日曜日に開催する予定でございます。また、社会教育施設につきましては、記載のとおり活用するとともに公民館において各種講座の開催をいたします。

次に、オの「図書館の活動の充実」でございますが、こちらは蔵書の充実と、読書の推進として、利用者からの本のリクエストやアンケートの活用により、市民のニーズに応じた、蔵書の充実を図るとともに、ブックスタートやおはなし会など、各種講座を開催いたします。図書館サービスの充実につきましては、レファレンスサー

ビスの充実を図りたいと思います。

6 ページをお願いいたします。また、市立図書館と地区公民館図書室との連携強化につきましては、ひとづくり・交流拠点複合施設に係る図書館運営及び整備に向けた検討を行います。

次に、カの「社会教育施設の整備」についてであります。社会教育施設の維持管理につきましては、予防保全型の維持管理を実施するとともに、記載の内容で維持管理を行ってまいります。

7 ページをお願いいたします。個別事業の方向性について、まず、アの「スポーツに参加できる機会の提供」についてありますが、スポーツ大会等出場補助金及びスポーツ少年団県大会等出場補助金により大会出場の支援を行うとともに、きたかた駅伝競走大会・こども駅伝大会については大会のあり方について検討いたします。また、市町村対抗福島軟式野球大会・ソフトボール大会・縦断駅伝競走大会や蔵のまち喜多方健康マラソン大会に対する支援を行ってまいります。さらに太極拳振興事業につきましては、太極拳講習会の開催やジュニア太極拳体験及びレベルアップ講習会を開催いたします。

次に、イの「健康づくりを意識したスポーツ活動の推進」でございますが、8 ページをお願いいたします。まず、スポーツ体験教室の開催を検討するとともに、e スポーツを活用した体験交流会を実施いたします。さらには、体力づくり推進事業として、ライフステージに合わせたスポーツの機会を提供するとともに、日常的にできる運動スポーツ活動の推進を図ります。

次に、ウの「団体間の連携強化」について、こちらは喜多方市体育協会支援事業として、喜多方市体育協会主催の各種スポーツ大会への支援等を行います。また、スポーツ少年団育成支援事業として、スポーツ少年団の活動支援助成を行うとともに、総合型地域スポーツクラブの健全な運営に向けた取組に対する支援を行ってまいります。

次に、エの「指導者とボランティアの育成確保」についてありますが、指導者の育成確保につきましては、専門的能力を有する指導者による研修会や、講習会などを開催するとともに指導者の力量アップを図る効果的な方法について検討をいたします。

9 ページをお願いいたします。さらには、スポーツ推進委員の充実を図るとともに、スポーツボランティアの登録制度の推進を図ります。

次に、オの「漕艇場を活用したボートのまちづくり」についてありますが、まず、ボートインストラクター派遣事業を実施するとともに喜多方シティーレガッタにつきましては、6月30日、日曜日の開催を予定してございます。また、9月7土曜日から8日の日曜

日に鹿児島県で開催を予定しております全国市町村交流レガッタへの選手派遣を行ってまいります。

次に、カの「社会体育施設の整備」についてであります。社会体育施設の維持管理につきましては、予防型の維持管理を実施するとともに、記載の内容で維持管理等々を行ってまいります。

10ページをお願いいたします。次に、キの「学校施設の開放」についてであります。公立学校施設開放事業は表のとおり現在24校で実施しております。今後は管理指導員の複数化や外部委託を含めた管理体制のあり方について検討してまいります。

11ページをお願いいたします。次に、個別事業ごとの方向性について、アの「地域全体で子どもたちの成長を支える地域学校協働活動事業の推進」でございますが、地域学校協働活動事業につきましては、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な事業を推進するとともに、休日部活動の地域移行に向けた施策や地域の人材登録制度についても今後検討をしてまいりたいと考えております。

次に、イの「青少年健全育成の活性化」でございますが、喜多方市青少年育成市民会議につきましては、少年の主張喜多方大会及び市民総ぐるみあいさつ運動を実施するとともに、14地区会議への活動補助等を行います。また、喜多方市子ども会育成連絡協議会の支援につきましては、市子ども会連絡協議会等を活用し、次世代を担う青少年の健全育成が図られるように運営補助金を交付いたします。さらに青少年センター補導員事業につきましては、月1回から2回の街頭補導や春休み期間中に特別補導等を実施いたします。

次に、ウの「青少年ボランティアの育成と活動の推進」でございますが、12ページをお開き願います。青少年ボランティアの育成等活動の推進は、社会福祉協議会ボランティアセンターや公益財団法人修養団と連携し、青少年ボランティア体験参加の呼びかけを実施してまいります。

説明内容については、以上でございます。

教育長

それでは、この件について質問等ございましたらお願いいたします。

山口委員

7ページの「スポーツに参加できる機会の提供」について、全国大会等に出場した際は補助金額1人につき1万円となっておりますが、今後、増額するような予定はないのでしょうか。

生涯学習課長

全国大会規模への参加助成補助について、増額する考えはないのかということでございますが、年々この全国大会等への参加についても増えているのが実情でございます。あくまでもこの補助部分については旅費に対する一部補助という形であり、補助が多

ければ多いほど参加される方については大変ありがたいものですが、教育部だけでなく市全体での補助金の在り方について検討している部分があり、補助金の適正化、補助金の在り方ということで、真に必要な補助金なのかどうかというのがあります。現在のところ、参加される方々からは、そういった要望等はございませんので、今後その辺のニーズがあれば、検討していきたいというふうに思います。

なお、現在のところ増額する予定はございません。

山口委員

全国大会に出場されている方の話ですが、これは市町村によって違うんですね。手厚い市町村ですともっと金額が出ておりまして、参加にほとんどお金かからないで済んだという市町村もあります。逆に喜多方市は少ない方で、自分の持ち出しが多かったなどの話もありましたので、他の市町村、他県の情報等を収集していただいて、もし、可能であれば検討していただければと思います。要望のような形になります。

生涯学習課長

他市の状況等も参考にしながら、この補助金のあり方についても検討してまいりたいと思います。

山口委員

もう2点ありまして、1点目は「きたかた駅伝競走大会・こども駅伝大会」について、令和2年度から未実施ですが、昨年度からこの大会の在り方についての検討を行っている聞いていますが、現在どのような形にするのか、青写真や方向性は決まっているのでしょうか。

生涯学習課長

「きたかた駅伝競走大会・こども駅伝大会」の在り方ですが、コロナ禍の影響もございまして令和2年度から中止ということでございました。その中でやはり別々に開催するのではなくきたかた駅伝大会とこども駅伝を一緒に実施してはどうかということで事務局の方では考えているのですが、なかなか前に進むことができず今日に至っているというのが実情でございます。

その辺も含めまして令和6年度中に整理をさせていただきたいと考えております。

山口委員

実施する方向ということで解釈してよろしいでしょうか。

生涯学習課長

2つの駅伝を統合した形で実施する方向で進めていきたいと考えております。

山口委員

最後の1点なのですが、10ページの学校施設開放事業の一覧表中、テニスコートの欄がありますが、塩川中学校のテニスコートが空欄となっています。塩川中学校では令和5年度はテニスコートの貸し出しを行っていたので、これは記載漏れかなと思って質問させていただきました。

生涯学習課長

学校開放施設の部分でございます。塩川中学校のテニスコートについては、学校開放事業として開放しているのではなく、学校側

で貸出しを行っているところでございます。現在、塩川中学校のテニスコートは学校開放事業として扱っておりませんのでそのような記載になっております。

山口委員

塩川中学校が独自に貸し出しているという解釈でよろしいでしょうか。

生涯学習課長

そのとおりでございます。

教育長

他にございますでしょうか。

教育長職務代理人

8 ページのエの「指導者とボランティアの育成・確保」において、スポーツ推進委員やスポーツ少年団の指導者が対象と記載されておりますが、これから必要になってくるとされる中学校の部活動などの指導者も同じように考えていいのでしょうか。それとも別ということでしょうか。

生涯学習課長

スポーツボランティアの部分でございます。内容については、重複する部分がございますので分けて記載してございますが、スポーツ指導者のボランティアの育成と地域部活動の部分は別々に記載してございます。

先ほど地域部活動の中でも触れましたとおり、指導者側の人材不足というものが課題となつてございますので、こちらのボランティアの育成と合わせた形で、人材の育成も図っていく内容でございます。地域休日部活動の地域移行に際しても、やはり中学校の部活動なので、ある程度スポーツ、競技力だけではなく、社会性とか人間性とか、そのような社会教育の立場でも、指導する部分が必要となつてまいります。それに関しては、日本スポーツ協会の方で認定しているコーチングのスタートからレベルアップ1号から4号まであるのですが、この公認の資格を有する方々に、中学校の部活動も指導していただくことを考えております。その中で、その人材育成も併せて行っていくものでございます。

教育長

よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

長田委員

3 ページの下部分「方向性と取組」のところで、クリアファイルの配付がとても良い取組と思いました。去年は記載がなかったので今回始めて配付されるのかなと思うのですが、配付対象の学年が書いてあるのですが、全員1度はもらえるように、この配付を続けていただきたいと思います。あと「二十歳を祝う会」などでも会場でお配りしてもいいのではないかなというふうに思いました。

対象が義務教育の児童生徒だけでなく、指針の中にも「社会の一員として」とありますので、市民一人一人の立場や、家庭教育における親の立場からも大変有益かと思えます。やはり自然におのずからこう目に触れることが大事ですので、大変良いのではないかなと感じました。もし機会があれば1度パンフレット等を拝見し

生涯学習課長

たいと感じたのでよろしく願いいたします。

クリアファイルについては、続けて配付をしてはどうかということでございますけども、クリアファイルについても少々値段が張るものもございますて、当初は小学校1年生と中学校1年生に配付していたのですが、小学1年生ですと何かが書いてあるか理解できないという声もありまして、学校の先生と相談しながら4年生ぐらいだったら自分で理解することもできるからその方が良いのではないのかという形で、4年生と中学1年生への配付になりました。予算の関係もあるものですから、その辺は今後検討させていただきたいと思います。

二十歳を祝う会でも、ということでしたが、画像を貼り付けておりますが、未来を拓く喜多方人ということで啓発用のポケットティッシュとか、そういったものを成人の方々に配付するなど啓発を行っております。また、パンフレットにつきましては、今後用意させていただきますので後日ご確認いただきたいというふうに思います。

教育長
各委員
教育長

他にございますでしょうか。

なし

なければ、この件についてはこの程度といたします。

報告第36号 令和6年度喜多方市公民館事業計画について

教育長

次に報告第36号令和6年度喜多方市公民館事業計画についての説明をお願いいたします。

中央公民館長

それでは報告第36号令和6年度喜多方市公民館事業計画についてご説明いたしますので、9ページをお開きください。

報告第36号、令和6年度喜多方市公民館事業計画について、公民館組織運営に関する規則第7条の規定に基づき、令和6年度喜多方市公民館事業計画について下記のとおり承認を受けたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものでございます。

令和6年度喜多方市公民館事業計画は別紙のとおりでございます。報告第36号別紙をご覧くださいと思います。

令和6年度公民館事業計画につきましては、去る2月7日に開催いたしました公民館運営審議会への諮問と答申を終えて作成しまして、教育長の承認をいただいたところでございます。

令和4年度の事業計画から新たな要素をお示ししてございまして、市の総合計画に基づき、課題を洗い出し、解決するために必要となる視点で要素を明示することにより、目標に沿った事業の計画を目指してまいりました。

例えば、3ページをご覧いただきたいと思いますが、左上の(1)「青少年教育関係」の1番で、喜多方市青少年少女発明クラブですが、表の一番右に要素とございます。要素の分類につきましては、資料68ページをご覧いただきますと「(4)地域コミュニティ」「(5)環境・歴史・文化・芸術・郷土愛」としてありますが、これは地域コミュニティ、地域全体で、子どもたちの成長を支えるということと、環境・歴史・文化・芸術・郷土愛の指定を踏まえたものとして計画したというものになります。

事業計画の全体の内容としましては、昨年同様、各公民館で方針や努力目標を定めまして、人づくりの指針に基づき、人づくりの指針推進事業、地域の歴史、文化、自然など、地域の特色を生かしました。生涯学習推進特別事業、学校や地域団体と連携して行う地域連携事業を実施するほか、ライフステージに合わせた青少年教育、成人教育、高齢者教育、家庭教育の充実を図る、家庭教育などの事業を実施してまいります。

なお、内容の詳細につきましては、事前に配付させていただきましたので、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

教育長
長田委員

この件に関してご質問等ありましたらお願いいたします。

各公民館において、いろいろ工夫をしてネーミングなども面白く興味を引くようなものにされているなと思って拝見していました。そして4ページのところにあります「31文字で喜多方を詠おう」というのは対象者が全国というふうになっていて、これはすごく画期的だなと思ひまして、喜多方の認知度やまた足を運ぼうというきっかけになったり、市民の方も刺激になったりして良いのではないかなと思いました。

もう1点ですが、表記の仕方ですが、3ページからの表の中で色付けされている期間、対象者、回数、概要とありますが、一番上にあればそれで足りると思ひました。目からの情報があまり多いと読みにくいと思ひますので、割愛しても良いのではないかなと感じました。

また、新規・継続の箇所ですが、その前の文章において改善されている説明もあったので、新規・継続の他に改善等も入れても良いのではないかなと感じました。改善が記載されていない部分でも、各公民館がいろいろな工夫をして、少なからず改善をしていると思うのですが、改めて改善事業と出しているものについては、書いていただいた方が、わかりやすいと感じた次第です。

教育長

3点ございましたが、1点目は意見ということでよろしいでしょうか。2点目3点目についてお願いいたします。

中央公民館長

ご指摘いただきました事業会議の名称の関係と新規・継続の部

分については、今後検討してまいりたいと思います。

教育長職務代理者

山都公民館事業の中に「3歳児絵本プレゼント」というのがございます。この事業はかなり長く続けているブックスタート事業なのですが、先ほど説明の中にも図書館事業の中でブックスタートという説明がありまして、図書館でやっているブックスタートと、その山都公民館で行っているものは、元々その対象者も内容も違うものだとは認識しているのですが、他の公民館でもぜひ図書館からの指導を受けながら、ブックスタートについてもちょっと考えてはいかかかと思いました。以上です。

中央公民館長

ブックスタートの部分について広めたらいかか、とのお話でございますが、実際に子どもたちにとってブックスタートの影響力は相当に大きいもので、現在、図書館でも3歳児健診などの際にこられた方々にも広めているところであります。しかし、検診が主なものでございまして、そこに伺って、実際にブックスタートの説明となりますと、やはり時間があまりないというような部分もありますので、ブックスタート事業については公民館も含めて、今後どのようにやっていったらいいのか、子ども達に接する機会や、どのように増やしていくのかということも含めて、今後検討してまいりたいと思います。

教育長

他にございますでしょうか。

各委員

なし

教育長

なければ、この件についてはこの程度といたします。

報告第37号 喜多方市教育委員会職員の異動に係る内示について

教育長

次に、本日追加した報告第37号喜多方市教育委員会職員の異動に係る内示について説明をお願いいたします。

教育総務課長

では、本日追加案件としてお配りいたしました報告第37号27ページになります。ご覧いただきたいと思います。

報告第37号喜多方市教育委員会職員の異動に係る内示についてでございますが、令和6年3月31日付け及び令和6年4月1日付で発令します喜多方市教育委員会職員の異動に係る内示について、喜多方市教育委員会教育長専決規定第1項の規定に基づき下記のとおり専決処分したので同規程第2項の規定によりご報告するものでございます。

報告第37号につきましては主幹以下の職員の分になります。1の内示の内容につきましては28ページをお開き願います。1が令和6年3月31日付異動でありまして転出等が10件となります。その下になります。2の令和6年4月1日付け異動転入等になり、16件であります。

27ページにお戻り願います。2の内示日は、令和6年3月22日です。
あります。説明は以上になります。

教育長
各委員
教育長

この件に関してご質問等ありましたらお願いいたします。
なし
なければ、この件についてはこの程度といたします。

5-1 承認事項

承認第3号 喜多方市教育委員会職員の異動に係る内示について

教育長

次に、本日追加した承認事項に入りますが、加筆修正あればお願いいたします。

教育総務課長
教育長

加筆修正ありませんのでよろしくお願いいたします。
それでは続きまして承認第3号喜多方市教育委員会職員の異動に係る内示について説明をお願いいたします。

教育総務課長

本日追加しました30ページをお開きいただきたいと思います。
承認第3号喜多方市教育委員会職員の異動に係る内示についてありますが、令和6年3月31日付け及び令和6年4月1日付けで発令する喜多方市教育委員会の職員の異動に係る内示について、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により下記のとおり臨時に代理して処理しましたので、同規則第3条第2項の規定に基づき報告し承認を求めるものでございます。

承認につきましては課長職以上になります。1の内示の内容です。令和6年3月31日付け異動は転出等が3件であります。2の令和6年4月1日付け異動は転入等になりますが、5件であります。3の内示年月日は、令和6年3月22日であります。

説明は以上になります。

教育長
各委員
教育長

この件に関してご質問等ありましたらお願いいたします。
なし
ご質問がないようですので、この件については承認事項になりますので、承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員
教育長

異議なし
異議なしということですので、この件については承認することといたします。

6 審議事項

議案第39号 学校医の解嘱及び委嘱について

教育長

次に、審議事項に入ります。加筆修正ありましたらお願いいたします。

教育総務課長	加筆修正ありませんのでよろしくお願いいたします。
教育長	では、議案第39号学校医の解嘱及び委嘱について説明をお願いいたします。
学校教育課長	それでは10ページをご覧ください。 議案第39号学校医の解嘱及び委嘱についてであります。 学校保健安全法第23条の規定に基づき、学校医を下記のとおり解嘱及び委嘱するものでございます。 まず、1の解嘱学校医は記載のとおりでございます。2の解職年月日は令和6年3月31日であります。3の委嘱候補者は記載のとおりでございます。4の委嘱年月日は令和6年4月1日であります。 説明については以上でございます。
教育長	この件についてご質問等ありましたらお願いいたします。
各委員	なし
教育長	それではご質問等がないようですので、この件については可決することとしてよろしいでしょうか。
各委員	異議なし
教育長	異議なしということでこの件については可決いたしました。

議案第40号 喜多方市学校開放体育施設管理指導員の委嘱について

教育長	次に、議案第40号喜多方市学校開放体育施設管理指導員の委嘱についてですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条第6項の規定により、委員会委員は3親等以内の親族の一身上に関する議事に参加することができないとされております。山口謙太郎委員には退室をお願いいたします。 (山口委員退室)
教育長	それでは議案第40号について説明をお願いいたします。
生涯学習課長	議案第40号についてご説明申し上げますので11ページをご覧くださいと思います。喜多方市学校開放体育施設管理指導委員の委嘱についてでございます。 喜多方市公立学校施設の開放に関する規則第4条第2項の規定に基づき、喜多方市学校開放体育施設管理指導員を下記のとおり委嘱するものでございます。 提案理由につきましては、学校開放体育施設管理指導員の任期満了により新たに委嘱しようとするものであります。委嘱候補者につきましては、12ページをお開き願います。委嘱候補者は再任が11名、開放する学校は13校、開放する施設は全部で24施設となっております。 開放学校の開放施設、氏名、地区名につきましては、記載のとお

りでございます。11ページにお戻り願います。委嘱の期間につきましては、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとするものでございます。

説明については以上でございます。

教育長

それでは、この件に関しご質問等ございましたらお願いいたします。

各委員

なし

教育長

ご質問等がないようですので、この件については可決することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし

教育長

異議なしということですので、この件については可決いたしました。それでは山口委員の入室を認めます。

(山口委員入室)

議案第41号 喜多方市郷土資料館等の整備に関する方針について

教育長

続きまして、議案第41号喜多方市郷土資料館の整備に関する方針について説明をお願いいたします。

文化課長

では13ページ、議案第41号喜多方市郷土民俗館等の整備に関する方針についてでございますが、下記のとおり作成したいとするものでございます。

別紙の喜多方市郷土民俗館等の整備に関する方針等の方をご覧いただきたいと思います。この方針につきましては、1月の定例教育委員会の中でも協議いただきまして、そのご協議いただきました内容から大きな修正等はございません。なお、この整備に関する方針案に対しまして、市民の方から意見を募集いたしますパブリックコメント制度による意見募集というのを2月9日から3月11日まで行いました。その間13件のご意見をいただいたところでございます。その内容を集約してその概要という形で申し上げさせていただきますと、まず市の中心市街地において整備を望むというもの。その場所といたしましては、旧東高校の跡地を活用してはどうかというもの、あと専門的な職員、学芸員というのを配置すべきであるというもの、検討会を設置して議論を進めるべきであるというような、こういった内容が大きな方向と内容でございます。

今回いただきましたご意見に対しまして、市の考えをホームページ上で公開をすることとなります。今回の意見に対する私どもの考えといたしましては、まず1つ目にありました旧東高校の活用という部分でございますが、こちらにつきましては、旧東高校の活用も含めた検討からスタートをしてまいりまして、校舎の老朽化という点、あとは「カイギュウランドたかさと」に併設すること

により、期待できる効果として、地域の活性化、また相乗効果という点などでございますが、それらを総合的に判断いたしまして方針案をまとめて参ったというものでございます。2つ目の専門職員、学芸員の配置という部分でございます。こちらにつきましては、この整備に関する方針案が決定されましたら、今後管理運営等の詳細の部分の検討をしていくこととなりますが、その中で、施設全体の展示手法なども含めた中で整理検討をしてみたいというような考えでございます。3つ目の検討会の組織の設置という部分でございますが、こちらは、これまでも郷土民俗館等運営委員会を中心としまして検討を行ってまいりまして、それを今後も継続してまいりたいというところでございます。ただ、今後詳細の展示内容等を決めていくにあたりましては、市民の方からの意見を伺うような場も設けながら進めてまいりたいという考えでございます。

なお今申し上げた内容以外にも、細かい点でのご意見など幾つかいただいておりますが、それらのご意見につきましては、今後の検討の中で、参考とさせていただけるような意見もございましたので、そういった点は参考とさせていただきながら、今後整備に向けて進めてまいりたいという考えでございます。説明以上でございます。

教育長

それではこの件につきましてご質問等ありましたらお願いいたします。

長田委員

3ページ目なのですが、3ページ目の4（ア）の施設所管課とあります。そして、そのページの一番下に下から2行目にも施設所管課とありますが、これは具体的に書いていただけた方がわかりやすいなと思いました。最初は文化課ということでよろしいのでしょうか。1ページ目では所管課の明示がありましたので大変わかりやすかったので、そのようにしていただけたらと思いました。

文化課長

施設所管課の記載でございますが、より具体的な課名を記載できればわかりやすいというところかと思います。この中には文化課以外の、例えば具体的に申し上げますと中央公民館、生涯学習課、農山村振興課、支所の産業建設課などとなっておりますので、それを書くのがいいのか、今のところは方針として、施設所管課としてこういった記載をさせていただきましたが、我々の中でも検討をさせていただいて、わかりやすい表現に努めたいというふうに考えてございます。

教育長

他にございますでしょうか。

長田委員

3ページの4のaとbの部分について、現在の施設利用状況と利用者、この文言については以前も使用と利用という言葉を変えていただいて、文言一つ一つにも、丁寧に検討を重ねていただい

いたのが良くわかったところではありますが、この施設利用状況というのは、職員の方ではなくて一般の見学者、あるいは、2階などにも部屋を借りたいとか、そのような一般の利用者の方のことを指しているのでしょうか。

文化課長

施設利用者の内容につきましては、カイギュウランドの2階ですと、そこに調理室などもありますので、食改善推進委員会ですとか、あとはJ A等の利用がありますので、そういった方を利用者ということで表記してございます。

教育長

他にございますでしょうか。

教育長職務代理者

人づてに伝わってくる話ですと、カイギュウランドたかさとにするという考え方は、もちろん私たちはそのお話を聞いて、なるほどいろいろな利点があるなと私は感じました。ただ、例えば審議会では策定案を作ってそれで進めてもらえるものと思っていたけれども、そこを飛ばして決めてしまうのかというような不安もあるように伺っているのですが、もし、時間が許すのであれば、ここで決まるというのはちょっと待っていただいて、もう一度ですね継続して話し合っていってはいかがかと思います。

私などはこういうプランがあると示していただければ、それは良いなと思ってしまうのですが、そうではないプランもあるのだと言われれば、そうかなと思いますので、その辺の説明もですね、もう少し緻密に進めていただければと感じました。以上です。

文化課長

まず、これまで審議会での意見という部分でございますが、文化課が所管している部分では郷土民俗館等運営委員会と文化財保護審議会という、それぞれに設置してございまして、基本的にこの案件については郷土民俗館等運営委員会を中心に議論をしていただいてきました。ただ、文化財保護審議会の方も、文化財保護という観点で見れば、全く無関係ということではございませんので、そこは必要に応じて、相談するというスタンスではおりましたが、基本的には最初に申し上げた郷土民俗館の方の中でこれまでも議論をしていただいていたという状況でございます。

我々のところにも、パブリックコメント以外にも意見をいくつかいただいておりまして、旧東高校の活用という意見をいただいたり、急ぎ過ぎた進め方ではないのかなという意見もございました。ただ、我々の考えとしましては、郷土民俗館等運営委員会の中でも、長年の課題として、この郷土民俗館をどうしていくのか。具体的な議論に至らないできてしまい、我々も反省すべき点ではありますが、昨年度、旧東高校の活用をどうするかという庁内の議論の中から、旧東高校の活用というのも、急速にそちらの方に風向きも行ってきたというような状況もあるようでございます。

ただ、そのような状況の中でも、方針の中にもお示ししましてし

ておりますように、中心市街地だけを考えるのではなくて、市全体を見据えた中で、今、新たなものを立てるっていうのはなかなか難しい現状であろう。そうであれば、空き施設等を有効活用するとすると、どこが最適なのかというところで、検討して整理をしてきたというところでございます。方針の中にもありますが、カイギュウランドたかさとであれば、1階がカイギュウランドとして、年間2,000人ぐらいの来場者があります。ですので、そことの併設であれば、その相乗効果ということで、当然見ていただくというのも、大きな工夫の1つにもなりますので、そういったところにも近づくのではないかと。あとは、中心市街地以外のところで整備することでその地域の地域振興、地域活性化にも寄与できるのではないかと。というところで、この方針をまとめてきたところでございます。郷土民俗館等運営委員会の中でも、当初は、旧東高校も含め、カイギュウランドや、その他などをお示しをした中で、委員の方は旧東高校が使えるのであればという意見がありました。ただ2月の委員会の中では、我々の方でも、今申し上げたような総合的な判断のもとに、東高校ではなくて、カイギュウランドの2階ということをお示ししました。その中でも、委員の中からは、どうしても旧東高校は駄目なのかという意見もいただきましたが、ただその点をご説明した中で、もう、旧東高校は諦めてカイギュウランドの方で整備をするということで進めていきましょう、というような意見もいただきましたので、そういった委員会の中での意見も踏まえて、あとは議会の全員協議会でもご説明しながら、反対といいますか、そういった意見もありながら、概ね議員の方からも、了承をいただいたものととらえております。ですので、これまで、なかなか市民の方には、その辺の議論といいますか、経過が見えてなかったというのは事実かと思いますが、そういう経過を踏まえて、これらの方針をまとめて参ったというところでございますので、我々としては、方針を固めて決定させていただいて、その上で、細かな点を詰めていく中で、修正点があれば、そこは対応してまいりたいというふうな考えでございます。

教育長
各委員
教育長

他にございますでしょうか。

なし

ご質問等がないようですので、この件については可決することによろしいでしょうか。

各委員
教育長

異議なし

異議なしということですので、この件については可決いたしました。

ここで10分程度休憩を入れたいと思います。次の再開は15時35分に行いたいと思います。暫時休憩いたします。

(休憩)

教育長 議事を再開いたします。

議案第42号 喜多方市社会教育指導員設置規則の一部を改正する規則

教育長 続きまして、議案第42号喜多方市社会教育指導員設置規則の一部を改正する規則についての説明をお願いいたします。

中央公民館長 それでは議案第42号をご説明申し上げますので、14ページをお開きいただきたいと思います。議案第42号喜多方市社会教育指導員設置規則の一部を改正する規則についてでございますが、喜多方市社会教育指導員設置規則の一部を次のように改正したいとするものでございます。

提案理由といたしましては、社会教育指導員の身分及び定数を変更したいとするものであります。新旧対照表により、ご説明いたしますので、15ページの方をご覧くださいと思います。

まず、現行の第2条の身分でございますが、指導員の身分は社会喜多方市会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例第2条第1項に規定する「第2号会計年度任用職員」となっていたものを「第1号会計年度任用職員」と改めるものです。また、第4条の定数ですが、これまで指導員の定数は31人以内としていたものを32人以内と改めるものでございます。

理由としましては、第2条の身分ですが、会計年度任用職員の第2号は、会計年度任用技能職員でございまして、そちらを第1号である会計年度任用補助職員に改めるものでございます。次に第4条の定数ですが、令和6年度より会計年度任用職員の給料の改定及び社会教育指導員の勤務形態の変更に伴いまして、中央公民館に社会教育指導員を1名増員し、全体で32名とするものであります。

14ページにお戻りください。附則といたしましてこの附則は令和6年4月1日から施行したいとするものでございます。

説明については以上でございます。

教育長 それではこの件につきましてご質問等ありましたらお願いいたします。

教育長職務代理者 先ほどの公民館の事業計画の内容と少し重なる部分があります。各公民館で多数の事業を開催していることから、勤務状態を少し心配していたところですが、今後、週4日の時間で少しずつ、時数が減るということも伺っておりました。それで余計に忙しくなって、ただ働きが増えてしまうのではないかと感じてしまいます。

教職員の方の働き方改革というのは、かなり進められているのですが、このような職員の方についても、準じるような形で働き方改革という視点も含めて、ぜひ考えていただきたいと思います。

公民館の事業計画を見ると、かなり盛りだくさんで素晴らしいと考えておりますので、もし、近隣の公民館と連携して、一緒に進められるものがあれば一緒にやるとか、お互いの間を行き来して、少しうまく対応するようにするとかいうことも考えてはいるかなと思います。

なお、敬老会等の行政主導の行事を公民館が担っているところもあり、一方で担っていないところもあります。例えば、以前は総合支所の住民課で業務を担い、公民館ではやらないというところもあった。同じ条件で勤務する人たちが敬老会などを担わなくてはならないというのも、これから先、指導員の仕事というのはどういうものなのか、ということを考えても良い時期ではないかなと感じています。今後検討いただければと思います。以上です。

中央公民館長

ただいまのご意見について、本当にごもった部分があります。実際に週5日から4日勤務になることで、社会教育指導員の方々の働き方改革というようなことで、ワークライフバランスを考えた中で判断等した部分もございます。

そのような中でご提案がございましたとおり、各公民館とかで一緒にできる事業、合同でできるような事業がないかというようなことも含めて今後検討していかなければならないと考えてございます。

また、おそらく他団体事務の関係の部分について、やはり公民館によっては合併前からその地域との連携が深くずっと公民館で担っているっていうようなものもございますので、その辺が公民館ごとによって違うということから、勤務形態の変化によって片方が忙しく、片方は忙しくない、ということは、統括する中央公民館として、その辺も踏まえて、負担にならないような働き方改革というものを考えていかなければならないと議論していたところでございます。以上でございます。

教育長職務代理者

よくわかりましたよろしく願いいたします。

別件なのですが、勤務日が減った分、是非とも県や全国での研修の機会を設定して欲しいと思います。スキルアップ講座ですとか、いろいろな講座というのを県もやっていますし、全国的にも民間でもやっています。いろいろなところでいろいろなスキルアップができる。社会教育に強くなるというような資格などもございますので、ぜひそういったところに仕事として、例えば週4日の中では無理でも、休日を利用して多分、何かしらの補助が出るとか、そ

ういったこともご検討いただき、指導員の社会教育の指導力をアップするようなことを検討していただきたいと思います。

県のスキルアップ研修以外にも、担当者会議、社会教育担当者会議など指導員が参加しやすい体制をとっていただきたいと思います。

図書館などについてもそうです。そのような研修を是非受けていただき、社会教育の指導員のスキルをぜひ広げさせてあげたいと思いますのでよろしくお願いいたします。以上です。

教育長

他にございますでしょうか。

各委員

なし

教育長

ご質問等がないようですので、この件については可決することです。

各委員

異議なし

教育長

異議なしということですので、この件については可決いたしました。

議案第43号 喜多方市勤労青少年ホーム条例施行規則の一部を改正する規則

教育長

続きまして、議案第43号喜多方市勤労青少年ホーム条例施行規則の一部を改正する規則について説明をお願いいたします。

中央公民館長

それでは議案第43号についてご説明申し上げますので、17ページをご覧くださいと思います。議案第43号喜多方市勤労青少年ホーム条例施行規則の一部を改正する規則についてでございますが、様式第3号を勤労青少年ホーム利用許可申請書及び様式第4号の勤労青少年ホーム利用許可証を次のように改正したいとするものでございます。

提案理由としましては、利用許可申請書及び利用許可証の様式を改めるため、喜多方市勤労青少年ホーム条例、次ページをお開きください。施行規則の一部を改正しようとするものでございます。新旧対照表によりご説明いたしますので21ページをご覧くださいと思います。

ここで修正がございます。21ページの現行と改正後の様式第3号の「申請します」と2行で書かれた部分について、現行の様式では「条例施行規則第2条第1項の規定により」となっておりますが、「第5条第1項の規定により」が正しいので第5条に訂正の程をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

こちらの新旧対照表は様式第3号の勤労青少年ホームの利用許可申請書になりますが、これまで利用日時と利用施設の記入欄が1回分の記入欄しかなかったものを使用日時及び利用施設を5回まで記入でき、さらに使用料についても5回まで記入できるもの

としたことによるものでございます。利用者の申請回数を軽減して利便性の向上を図るものをしたとするものでございます。

次に 22 ページをお開き願います。こちらの新旧対照表は、様式第 4 号の勤労青少年ホーム利用許可証になりますが、先ほど説明いたしました勤労青少年ホーム利用許可申請書と同様に、記入欄が 1 回分の記入欄しかなかったものを、使用日時及び使用利用施設使用料の欄を新たに設けこちら 5 回まで記入できる許可証と改めたいとするものでございます。

なお、19 ページが改正後の利用許可申請書、20 ページが利用許可証になります。17 ページにお戻りください。附則といたしまして第 1 項はこの規則は公布の日から施行したいとするものであります。第 2 項としましてこの規則の施行の際、現に提出されている改正前の様式第 3 号による申請書は改正後の様式第 3 号による申請書とみなすをしたいものであります。第 3 項としてこの規則の施行の際、現に作成されている改正前の様式第 3 号による様式用紙は当分の間、所要の調整をして使用することができるものとするものであります。

説明については以上でございます。

教育長

それではこの件につきましてご質問等ありましたらお願いいたします。

長田委員

21 ページ又は 19 ページでも良いのですが、改正後の方の表なのですが、申請者の住所又は所在地のところの連絡先までの 4 行があるのですが、利用者感覚で見ると文字の配列が団体の名称と段が分かれており、ちょっと見にくいと思います。住所又は所在地で 1 行、そして氏名又は団体の名称 2 行目までして、及び代表者氏名を 3 行目にしてとか、わかりやすくしていただいた方が良いと思いました。

また、欄の下から 2 行目の利用責任者のところに、利便性のためと思うのですが、「申請者に同じ」というチェック欄がありますけれども、これだと連絡先は書かなきゃいけないような感じに見えます。連絡先も申請者と同じで、書かなくて良いのであれば、その連絡先の前後の棒を取っていただいて、その枠全体の中で、「申請者に同じ」をチェックして、書くのを省いてもらっても良いのではないかと感じました。

中央公民館長

ありがとうございます。その方が利便性が高まると思いますので、そのように、調整したいと思います。

教育長

他にございますでしょうか。

各委員

なし

教育長

ご質問等がないようですので、この件については可決することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし
教育長 異議なしということです、この件については可決いたしました。

議案第44号 喜多方市公民館運営審議会委員の委嘱について

教育長 続きまして、議案第44号喜多方市公民館運営審議会委員の委嘱について説明をお願いいたします。

中央公民館長 それでは議案第44号をご説明申し上げますので、23ページを開きいただきたいと思います。議案第44号喜多方市公民館運営審議会委員の委嘱についてですが、提案理由でございますが、公民館運営審議会委員の任期満了により、新たに委嘱しようとするものでございます。

喜多方市公民館条例第13条第3項の規定に基づき、喜多方市市公民館運営審議会委員審議会委員を下記のとおり委嘱するものでございます。

1の委嘱候補者であります、別紙をご覧ください。氏名、区分、地区名、新任再任は記載のとおりでございます。前ページにお戻りください。第2項、委嘱期間は令和6年4月1日から令和8年3月31日までとするものでございます。

説明につきましては以上でございます。

教育長 それではこの件につきましてご質問等ありましたらお願いいたします。

各委員 なし

教育長 それではご質問等がないようですので、この件につきましては可決してよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

教育長 異議なしということです、この件については可決いたしました。

議案第45号 喜多方市教育委員会教育部組織規則の一部を改正する規則

教育長 続きまして、議案第45号喜多方市教育委員会教育部組織規則の一部を改正する規則について説明をお願いいたします。

教育総務課長 では、本日追加案件としてお配りしました32ページをご覧くださいと思います。議案第45号喜多方市教育委員会教育部組織規則の一部を改正する規則についてであります。喜多方市教育委員会教育部組織規則の一部を次のように改正しようとするものであります。

具体的には生涯学習課の組織を改編しまして、事務分掌を改め

ようとするものであります。内容については新旧対照表でご説明いたしますので、33ページをお開き願います。

右側が現行、左側が改正後になります。第3条の表中、生涯学習課について、複合施設建設準備室を、複合施設開設準備室に改めるものであり、第7条におきまして、見出及び同条にあります、複合施設建設準備室を、複合施設開設準備室に改めまして、同条の1号中建設の次に管理及び運営を加えるものであります。

32ページにお戻り願います。附則といたしまして、この規則は令和6年4月1日から施行したいとするものであります。説明については以上になります。

教育長 それではこの件につきましてご質問等ありましたらお願いいたします。

各委員 なし

教育長 それではご質問等がないようですので、この件につきましては可決してよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

教育長 異議なしということですので、この件については可決いたしました。

7 協議事項

議案第9号 喜多方市教育振興基本計画に基づく令和6年度重点事業実施計画について

教育長 では、協議事項に入りますが、説明の前に加筆修正等ございましたらお願いいたします。

教育総務課長 加筆修正ございませんので、よろしくお願いいたします。

教育長 では、議案第9号喜多方市教育振興基本計画に基づく令和6年度重点事業実施計画について説明をお願いいたします。

教育総務課長 25ページをお開き願います。

協議第9号喜多方市教育振興基本計画に基づく令和6年度重点事業実施計画について下記のとおり作成したいので協議をするものであります。計画案といたしまして別紙A4横の方をご用意いただきたいと思います。事業の内容につきましては、主なもののみ申し上げますので3ページをお開き願います。

まず、基本目標Ⅰ「すべての子どもの生きる力を育む」になります。施策目標1「確かな学力の育成」の①ご覧ください。「各種学校訪問等の実施」ですが、指導主事の訪問指導等による教員の基礎的な資質能力の育成事業の内容につきましては、小中学校訪問計画及び学校からの要請により、指導主事や学校経営アドバイザーが小中学校訪問し、実態と問題点をとらえるとともに、直面する課

題について、校長及び教職員と、協議し、具体的な解決の方法について指導を支援するものです。年次計画による学校訪問、学校からの要望による訪問を随時行うものであります。次に⑥「幼児教育との接続連携」では幼小連携研修会の開催として、内容につきましては、小学校、認定こども園等における教育の充実や、相互理解を深めるとともに、教育に関わる教職員の指導力、資質の向上等を図るため、幼小連携研修会を開催する。また、県より指定を受けたかけ橋期の学びをつなぐ推進モデル地区実践研究について、年次計画に基づき、幼児教育及び幼小連携についてさらなる充実推進を図るものであります。

次に4ページお開きいただきたいと思います。施策目標3「健やかな体づくり」の③「食育教育の充実」では、栄養教諭学校栄養職員による食育教育の実施内容について、栄養教諭や学校栄養職員が、児童生徒の発育発達に応じた望ましい食習慣の習得や栄養バランスに配慮した食生活に関する食育授業を行うものです。

次にページ5ページご覧ください。④「学校給食における喜多方市産農産物の利活用」では、学校給食への喜多方市産農産物の活用推進事業の内容について、喜多方市学校給食基本方針に基づく実施計画の取組を効果的に推進するため、学校給食推進本部及び学校給食推進会議を設置し開催し、本市学校給食の更なる発展を図るもので、記載の会議を開催するものであります。また生産者の会、栄養士、調理員等の学校給食関係者と課題解決を図るとともに、協力体制を強化し、喜多方市産農産物活用推進に取り組むもの、打ち合わせ会、それから指導会の開催を行うものであります。

続きまして6ページお開きください。施策目標5「学びを支える環境の整備」の①「小中学校における働き方改革の取組」では、学校給食会計の準備として、内容は、教職員の負担軽減等を図るため、令和7年度からの学校給食費公会計化に向けて準備を行うものであります。④「遠距離通学における安全安心の確保」については、スクールバス整備事業、内容は事業生徒の安全安心な通学手段を確保するため、スクールバスを整備するということで、高郷地区については老朽化したスクールバスの更新。慶徳地区につきましては、令和7年度からの新規運行に関するバスの整備、という内容になります。

7ページご覧ください。⑧の「安全安心な学校施設の整備」は、小中学校施設長寿命化事業として、内容は小中学校施設の老朽化等の実態を把握し、今後の学校施設の長寿命化に係る基本的な方針を定めるとともに、中長期的な学校の整備をまとめた、長寿命化計画を策定するものであります。予算につきましては、債務負担行為で、令和7年度まで2ヵ年でこの事業を行うものであります。

その下、「学校プール共同利用と試行事業」については、教育施設を有効に活用するため、学校プールの共同利用等について試行を図るものであります。高郷小学校と高郷中学校の小中間の共同利用、駒形小学校と姥堂小学校の小中学校間による共同利用、第三中学校が市民プールを利用するという事で、公営施設を活用した利用という3つのパターンの試行を行うものでございます。基本目標Ⅰにつきましては再掲も含めまして48の重点事業ということで掲載の方をしております。

続いて次ページ、8ページをお開きください。

基本目標Ⅱ「生涯学習活動への主体的な実践力を育む」の施策目標1「学びを通じた心豊かな人材の育成」では、9ページご覧ください。⑥の「社会教育施設の整備」において、ひとづくり・交流拠点複合施設整備事業ですが、内容は第二期工事、実施設計業務及び積算支援業務の委託等を行うものであります。施策目標2「スポーツに親しめる機会の拡充」の①「スポーツに参加できる機会の提供」では、eスポーツを活用したイベントの実施。内容はeスポーツによる元気なまちづくり推進事業、多くの人と交流しながら楽しめるスポーツ体験会や、市民向けのスポーツ交流大会を実施するものであります。

次に10ページをお開きいただきたいと思います。⑥「社会体育施設の整備」では、社会体育施設整備改修事業として市民プールの井戸水注水設備工事、市民プールの循環ポンプ交換工事を行うものであります。

次に11ページご覧ください。施策目標3「郷土を誇り自己啓発できる青少年の育成」の①「地域全体で子どもたちの成長を支える地域学校協働活動の推進」では、地域学校協働活動事業として子どもたちが地域の特色を生かした体験や先人の生き方や教えを通し、郷土誇り自己啓発ができるよう地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域住民の生きがいつくりや地域の活性化を図るため、地域と学校が相互に関わり合う地域学校協働活動を推進するものであります。基本目標Ⅱにつきましては再掲も含めまして28の重点事業を掲載しております。

次に12ページをお開きください。基本目標Ⅲ「歴史・文化・芸術への関心を高め、豊かな感性と郷土を育む」の施策目標1「市民のニーズを踏まえた文化芸術に触れる機会の拡充」では、③「地域資源を生かした文化芸術活動文化芸術創造都市事業」では、文化と芸術のかおり高いまちづくり推進事業として、文化芸術によるまちづくりを推進するため、喜多方市文化芸術推進基本計画に基づく文化芸術創造都市推進事業を実施するものであります。内容につきましては記載の事業を具体的に実施するものであります。

次に、施策目標２「地域に残る自然や歴史・文化等の保存と活用」は13ページご覧ください。⑤「郷土資料等の保存と活用」、事業名は郷土民俗資料館等整備事業で、内容は、市の公共施設等総合管理計画個別施設計画の方向性や、文化財保存活用地域計画及び喜多方市郷土資料館等の整備に関する方針に基づき、郷土資料の保管や展示等について協議検討するものであります。基本目標Ⅲにつきましては、全部で再掲も含めまして11の事業を掲載しております。

以上が令和６年度重点事業実施計画書として定めたいとするものでございます。説明については以上になります。

教育長 それではこの件につきましてご質問等ありましたらお願いいたします。

山口委員 ５ページの「キャリア教育の展開」の喜多方っ子の夢実現事業ですが、対象は中学３年生だけでしょうか。小学生は対象にならないということでしょうか。

学校教育課長 こちらは中学校３年生と小学校６年生が対象になります。

山口委員 中学３年生及び教職員としか対象が書いてなかったので変更になったのかと思いました。

学校教育課長 来年度の企画の段階ですが、喜多方プラザでの参加は中学校３年生を考えております。小学校６年生はリモート参加を考えております。理由としましては、中学３年生は将来の進路に関連するため実際に参加して触れ合うことを考えておりますが、小学生の場合、講演会の最中に難しい言葉があった場合はすぐそばで担任の先生がその意味を説明、補足する必要がありますので、令和６年度はリモートの形式を考えております。

以上です。

遠藤委員 ３ページです。１の確かな学力のところが一番上のところなのですが、学校訪問は年次計画による学校訪問学校11校、中学校５校ということで、こちらは計画的には全校対象にならないということでしょうか。

学校教育課長 学校訪問は３年に１回ローテーションがあり、学校訪問を実施しています。併せて、ローテーション対象校以外の学校につきましても要請訪問ですとか、学校教育課から実際に出向いて、特に算数や数学を中心に学力向上に取り組む予定でございます。

教育長職務代理者 ６ページですが、重点的に取り組む施策で、「働き方改革」が一番上に来ているのですが、この順番というのはちょっと見ると優先順位のように感じるのですが、その辺はいかがなのでしょう。

学校教育課長 重点的に取り組む施策につきましては、令和３年度に教育振興基本計画を見直した際に教育振興基本計画に盛り込まれている項目になっておりますので、その時の順番付けというふうになって

いるところでございます。

教育長職務代理者

今更変更すると余計混乱するというような感じだと思いますが、例えば、働き方改革が一番上に来ていると、一般市民としては、どうだろうという感じがしました。それから同じように、最初の3ページの、確かな学力の育成のところでも、学校訪問というのが一番メインなのだというふうに感じてしまいがちなので、何か良い方法で、優先順位じゃないということを説明が必要なのかなと思いました。以上です。

長田委員

10ページの④「指導者とボランティアの育成確保」のスポーツボランティア登録事業ですが、令和6年度登録目標人数が5人とありますが、これは1度登録したらずっと登録されているものなのか、それとも年度ごとの人数として挙げられているのかどちらでしょうか。

生涯学習課長

スポーツボランティアの関係でございます。こちらは1度登録すると継続して登録となるもので、年度ごとに目標人数を設定して相対的に総人数を増やしていこうというものです。

令和6年度については、5人程度増やしていくということでございます。この部分については、市の総合計画の中で目標値を設定していて毎年5人ずつ増やしていくということで最終年度の目標人数というのが25名と設定されていて、それに向けて毎年登録人数を増やしていくという内容でございます。

教育長職務代理者

文化財の件についてなのですが、喜多方市文化財保存活用地域計画に基づきという欄がいくつか出てくるのですが、例えば、未指定文化財の把握調査を行うとか、これに基づき何かをすると書かれていますが、それは行政側の方たちが頑張るような内容のことが書かれていて、もっと地域を活用して、地域に広めてというところも何かしら入れ重点として入れていただいた方が、地域活用に繋がっていくのではないかなと思いました。以上です。

教育総務課長

この計画案につきましては、本日いただいたご意見ですとか、最終的に各課において内容の確認をいたします。

修正があれば、修正を行いまして、年度末までに完成したいと考えております。完成した後に委員の皆様には配付をしたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

長田委員

17ページの勤労青少年ホームの利用許可申請書のところに関してなんですが、他にも同じく貸館業務があると思うのですが、他の勤労少年の体育センターですとか、岩月夢想館ですとか、他の館の申請書の見直しは特にないのでしょうか。

教育総務課長

実際のお話なのですが、勤労青少年ホームの方に直接、利用者の方から要望があったものですから、こちらだけ今回は変える方向で進めたところでございます。

その他については、利用者からの改正してくださいという声は上がってないところでございます。

長田委員

申請書1枚で5件書けるようになって大変効率が上がっていいなと思ったのですが、他のところでも見直して何枚も出しているようなことがあれば見直しもかけていただいても良いのかなと感じますのでよろしくお願いします。

教育総務課長

検討いたします。

教育長

そのほかご質問等ありましたらお願いいたします。

各委員

なし

教育長

それではご質問等がないようですので、この件につきましては可決してよろしいでしょうか。

各委員

異議なし

教育長

異議なしということですので、この件については可決いたしました。

7 その他

(1) 教育長及び各委員から

教育長

それでは、次にその他に入ります。

まず、私からは特にはございません。委員の方々から何かございますでしょうか。

教育長職務代理者

今も中学校に校則はあるのでしょうか。もしあればどういうもので、いつ頃作られたものなのか、そしてそれに対しての先生方や、保護者の方や生徒さんの意見というのがあるかどうか、ということについて教えてください。

教育長

では、次回以降、調査してまとめて学校教育課より説明をお願いします。他にございますでしょうか。

各委員

なし

(2) 事務局から

教育長

それでは、次に事務局からお願いいたします。

学校教育課長

お手元にいじめの状況と不登校の状況がございます。

まず、令和6年度のいじめの現状につきましては、小・中学校において1・2学期の合計で小学校は224件、中学校は56件、それから合計で280件ということで、前年度と比較しますと24件ほど増えております。

いじめの認知件数につきましては、1学期は小学校は増加傾向、中学校は概ね横ばい、2学期は小・中学校ともに概ね横ばいでございます。

いじめの認知校数につきましては、こちらも令和5年度に比べて増えている状況でございますが、これは学校生活、学習活動が悪化しているということではなく、そういうことを先生がよく見て対応していることが現れている数字でもございます。いじめが全くないっていうのはこの時代考えられませんので、早期発見、早期対応が最も大切なことであり、そのように努めているところであります。

なお、初期対応といたしましては、各学校ではアンケートや本人との面接等でいち早く情報をキャッチしているところでございます。

次に、裏面の不登校の現状につきましては、現状としましては、小学校が11月で17人、12月が20人、1月が26人、中学校は11月で54人、12月で59人、1月で64人とこちらも残念ながら増加傾向でございます。こちらも各学校の方で初期対応しているところであり、各家庭との繋がりはもちろんのこと、それに他機関、例えばスクールソーシャルワーカーですとか、スクールカウンセラーですとか、そのような皆さんとの連携を図りながら児童生徒の個々の状況に応じた対応を図っております。説明は以上です。

この数字を見ると、おそらく喜多方市は多いのか少ないのかと思われませんが、国のデータ、県のデータと一緒に今度載せていただければ、国よりは非常に少ない状況です。千人当たりの出現率ということを見ると喜多方市は少ない。県よりも小学校は少ない。中学校になると、国よりは少ないけれども県よりちょっとだけ多い、その辺が課題です。

不登校になりますと、もうその関係者はすごくいたたまれなくなります。それがいま全国で29万、30万人いると言われています。もう社会的な問題にもなっています。何とかしなければいけないと思うのですが、とにかく要因、原因が複雑で、類型化はできるとしても1件1件全部違います。その原因は非常に難しい。ですからいろんな人がチームになって、いろんな面からどういうことだろうというふうにして、お互いに手を携わって解決していかないと解決できない。大変な問題だと思っております。これ以上増やさないように、みんなで頑張っていかなければいけないと感じていますし、努力しているところであります。

それからいじめの認知件数ですが、学校教育課長からありましたように、今まではいじめの認知件数っていうのはないほうが良いと言われていたのですが、今逆にこれを小さいうちに見つけて解決していくという意味で、認知件数というのは多くても構いません、むしろ多い方が小さいうちから解決しようとしているということになります。

	それでは、この件に関しご質問等ございましたらお願いいたします。
教育長職務代理者	中学校の子どもさんはとても多感で難しい時期ではありますが、部活ですとか、学校の生活などでも、いろいろなコミュニケーションをとって楽しく卒業していかれる方も多い中で、なかなかそれができないという方の心の寂しさというか、そういうものを考えるととてもいたたまれない気持ちになります。それは先生方も多分同じで、一生懸命いろいろな努力をなさっていてこの結果だというように思っているのですが、今後心配されるのは、高校に進んだ後、もう社会的にうまくいかなくなって追い詰められてしまうということがとても心配です。小学生や中学生のうちに先生と話ができて、一人じゃないところ、見捨てられたわけじゃないというのを自分で感じるような、地域の人を待ち巻き込むということも必要かもしれません。
	先生が大変だと思うのですが、置いてかれ感のないような、見捨てられたという感じを持たせない取組をお願いします。
教育長	ありがとうございます。
	それでは、他にございましたらお願いいたします。
各委員	なし
教育長	それでは、他に事務局からお願いいたします。
学校教育課長	3月13日の中学校卒業式、そして本日の小学校卒業式での教育委員会告示のご対応ありがとうございました。
	小中学校の入学式についてこちらの両面資料のとおりお願いしたいと考えております。なお教育委員会告示につきましては、この会議終了後にお渡ししたいと思いますのでよろしくお願いします。以上でございます。
教育長	それでは、この件に関しご質問等ございましたらお願いいたします。
各委員	なし
教育長	それでは、他に事務局からお願いいたします。
教育総務課長	他に事務局からは特にございません。
教育長	なければ、その他についてはこの程度にしたいと思います。

9 連絡事項

(1) 令和6年度教育委員会会議の開催日程（案）等について

教育長	それでは、連絡事項に入ります。事務局から説明をお願いいたします。
教育総務課長	令和6年度の教育委員会の会議開催日程案についてであります。定例会のみ記載しております。これとは別に令和5年度の臨時

会ということで、本日、お手元の方に配付をしておりますが、3月28日午後2時半から喜多方プラザにおきまして開催いたしますので出席の方よろしく願いいたします。

また、今後の日程についてであります但記載の4件になります。3月28日木曜日午後3時から喜多方プラザにおきまして教職員の離任式、4月3日午後3時から喜多方プラザにおきまして教職員の対面式、それから小中学校の入学式につきましては先ほど学校教育課長の方から説明いたしましたので省略をいたします。

以上になります。

この件に関してご質問等ございますでしょうか。

なし

以上をもちまして教育委員会定例会を終了いたします。

長時間ありがとうございました。

教育長
各委員
教育長

以上 記録の正確なることを認め、ここに署名する。

教育長 佐 川 正 人

教育長職務代理者 高 橋 明 子

二番委員 長 田 聡 子

三番委員 山 口 謙太郎

四番委員 遠 藤 一 幸

教育総務課長補佐 塚 原 和 憲